

2016年7月12日

「避難の協同センター」設立趣意書

東京電力福島第一原発事故から5年、被害者の困難と悲しみは今も続いています。

国と福島県は、被害者の命と健康と生活を守る責任があります。その責任を果たさないまま、遅くとも2017年3月をめどに帰還困難区域を除くすべての避難指示を解除し、賠償を打ち切り、復興の名のもとに、被害者を消し去ろうとしています。

また、国および福島県は、区域外避難を強いられた人たちへの災害救助法に基づく住宅支援を2017年3月に打ち切る予定です。

「子どもを守りたい一心で故郷を後にしました。死にものぐるいで、避難生活を続け、なんとかやってきた矢先なのに...私たちのいのち綱を切るんですか？」
(避難者のことばより)

福島県の調査では、この住宅支援の打ち切り後、どうするのか決まっていない避難者が7割以上にのぼります。

現在、多くの都道府県では自治体職員と福島県の職員が、避難者を個別に呼び出し、公営住宅などからの事実上の退去を迫っています。当選は難しい高倍率の公営住宅への応募をしないおす、他の場所に引っ越す、福島に帰還するという選択肢を示し、暗に帰還を促している状況です。避難者は、経済的にも精神的にも、追い詰められた状況となっています。地域住民の理解も弱く、孤立化も進行しています。

こうした状況を許してはなりません。社会全体で原発事故避難者を支えていきましょう。

「避難の協同センター」は、福島原発事故被害による避難者の「健康に生きる権利」を守るため、以下の活動を行います。

1. 避難者の相談を受け付け、必要な支援につないでいきます。
2. 避難当事者と支援者が協同して、地域で支えあいと、助け合いで、避難者が地域で孤立する事なく生活できる支援を行います。
3. 国に対しては、「原発事故・子ども被災者支援法」で定められた避難先での住宅保障や就労、教育等も含めた生活支援など総合的な支援を求めていきます。
4. 自治体に対しては、人道的観点から、避難者の貧困・孤立を防ぎ、暮らしを支援するための施策を求めていきます。

以上

◆代表世話人 加山久夫（公益財団法人賀川事業団雲柱社理事長、明治学院大学名誉教授）
松本徳子（郡山市から川崎市に避難）

◆世話人

岡田めぐみ（福島市から東京都に避難）
熊本美弥子（田村市から東京都に避難）
瀬戸大作（パルシステム生活協同組合連合会）
長谷川克己（郡山市から静岡県に避難）
福田健治（弁護士・福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク SAFLAN 共同代表）
松本徳子（郡山市から神奈川県に避難）
満田夏花（FoE Japan 理事）
柳原敏夫（弁護士）
吉田千亜（フリーライター）

◆正会員

赤石千衣子（NPO 法人「しんぐるまざあず・ふぉーらむ」理事長）
雨宮処凛（作家・反貧困ネットワーク世話人）
伊藤恵美子（子どもたちを放射能から守る全国ネット事務局長）
植松青児（事務局）
宇野朗子（福島市から京都府に避難）
大西連（特定NPO法人自立生活サポートセンター・もやい理事長）
片山かおる（小金井市議会議員）
鹿目久美（大玉村より相模原市に避難）
阪上武（福島老朽原発を考える会代表）
穴戸隆子（伊達市から札幌市厚別区に避難）
中山均（新潟市議会議員）
武藤類子（原発事故被害者団体連絡会共同代表）
村田弘（南相馬市から横浜市に避難 かながわ訴訟原告団長）
矢野恵理子（福島ぼかぼかプロジェクト）
山根真知子（一般社団法人ユニバーサル志縁社会創造センター理事）
山本ひとみ（武蔵野市議会議員）

◆監事

若森資朗（元パルシステム生活協同組合連合会理事長）
郡司真弓（NPO 法人ふくしま支援・人と文化ネットワーク理事）

◆事務局

事務局長	瀬戸大作
事務次長	満田夏花
主任相談員	吉田千亜
事務局員	矢野恵理子
	植松青児

「避難の協同センター」運営規約

第一条（名称）

会の名称を、「避難の協同センター」とする。

第二条（事務所）

事務所は、東京都新宿区下宮比町3-12明成ビル302号に置く。

第三条（目的）

当会は、東京電力・福島第一原発事故による避難者の「健康に生きる権利」を共助の力で実現しつつ、国・自治体に対して避難者の総合的な支援の実現を求めていくことを目的とする。

第四条（事業）

前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 避難者向けの相談業務（住まい・法律・生活・就労・健康・子育てなど）
2. 避難者交流会の運営支援
3. 情報収集・分析・発信
4. 政策提言
5. その他、当会の目的を達成するために必要な業務

第五条（世話人）

第一項 当会の運営を行うために世話人を置く

第二項 世話人は、世話人会を構成し、当会の日常的な運営を行う。

第三項 発足当時の世話人は別紙のとおりとする。

第四項 世話人の任免には、運営委員会の承認を要する。

第六条（正会員）

第一項 当会の運営を行うため、正会員を置く。正会員は、個人の資格としての参加とする。

第二項 発足当時の正会員は別紙のとおりとする。新規に正会員となるためには、正会員2名以上の推薦および運営委員会での承認を要する。

第三項 正会員は、年会費5,000円を支払うことを要する。ただし、正会員の生活状況に応じて、年会費を免除されることがある。免除額は最大4,000円までとする。

第四項 正会員は運営委員会および総会に参加する。

第五項 さまざまな分野・団体からの参加者が集っていることに鑑み、正会員は以下の約束事を遵守する。

一、正会員は相互に会の目的のみを共有することを確認する。

一、当会の任務・目的から外れる行為（相互の誹謗中傷など）は行なわない。

第六項 正会員は自らの意思で自由に退会することができる。また、以下の場合に会員資格を失う。

一、1年以上免除申請なく会費を滞納したもの

一、運営委員会により、前項各号の約束事に反すると認められた場合

第七条（賛助会員）

第一項 賛助会員は、会の目的に賛同する個人・団体とする。

第二項 賛助会員のうち、個人および非営利の団体は、年会費1口1000円を2口以上支払うことを要する。生協および企業は、年会費1口10,000円以上支払うことを要する。

第三項 賛助会員は自らの意思で自由に退会することができる。

第四項 賛助会員は、1年以上会費を滞納した場合、その資格を失う。

第八条（運営委員会）

第一項 当会に運営委員会を置く。運営委員会は世話人、正会員で構成し、召集は事務局長が行う。運営委員会は、当会の運営方針を決定する。

第二項 運営委員会は、原則として隔月開催する。

第九条（監事）

- 第一項 当会に監事を置く。監事は、当会の活動および会計が適切に行われているか確認を行う。
- 第二項 監事は運営委員会が選任する。設立当初の監事は別紙の通りとする。

第十条（事務局）

当会に事務局長1名、事務局員（若干名）を置く。事務局長は、運営委員会が選任する

第十一条（総会）

- 第一項 総会は、事務局長の召集により、原則として、年に1回開催する。
- 第二項 総会の開催要件（定足数等）は特に設けないが、開催時期・場所については、事前に正会員に告知する。
- 第三項 事務局長は、総会において、活動報告、活動計画、予算、決算を提案し、承認を得る。

第十二条（規約の変更）

本規約の変更には、運営委員会の議決を要する。

第十三条（解散）

会は総会での決定により、解散する。

2016年7月12日

「原発事故避難者の住宅支援継続と避難の権利を求めて」

瀬戸大作

(避難の協同センター事務局長・パルシステム連合会職員)

1. 災害救助法に基づく住宅支援を2017年3月で終了させる方針を決めた。

—無視された原発事故子ども被災者支援法—

昨年5月、政府は自主避難者に対して災害救助法に基づく住宅支援を2017年3月で終了させる方針を決めた。「福島県は一部の地域を除いて除染が進み、帰還できる状況になった。災害救助法延長の根拠はなくなった。」国の基準は年間1ミリシーベルト！に福島だけは20ミリで安全とされた。憲法は、福島県の県境で立ち止まり福島県民だけには20ミリで安全とされた。国や県が、勝手に原発事故影響地域の線引きをして、「安全宣言」をする。放射線は低レベルでもがんは発症し得るのに、勝手に安全だと宣言して帰還を促して補償は打ち切る。

「年間1ミリシーベルトには程遠い放射線量なのに、安全だというならその根拠を示してほしい。」避難者が訴えても「福島では人々がふつうに暮している」東電、国は企業の利潤と財政を考えて補償をできるだけ抑え、原発事故被害者を棄民化する。

そもそも、原発事故子供被災者支援法では、下記のように位置づけられていた。

●被災者生活支援等施策の基本理念（第2条）

正確な情報の提供

被災者自らの意思による居住、移動、帰還の選択の支援

放射線被ばく不安の早期解消努力

被災者に対するいわれなき差別がないよう配慮

子ども（胎児含む）および妊婦に対する特別の配慮

放射線影響の長期間にわたる確実な継続支援

2. 5月、自主避難者の住宅支援打ち切り通告が本格化した。「孤立化した避難者」の状況に気づく。

5月に入り、自主避難者個々に一斉に福島県から通知文書が届いた。～転居先を確保して、2017年3月末までに移転を済ませてください～現在の避難先応急仮設住宅の退去通告が内容であった。

東京都では、都営住宅にて住宅支援打ち切り（公営住宅退去通告）を主とした個別説明が開始された。自主避難者の住宅支援の2017年3月打ち切り決定に基づく、福島県の「避難者に対する帰還・生活再建に向けた総合的な支援策」と銘打った団地集会所での個別相談会が5月17日中野白鷺団地集会所を皮切りに、計6ヶ所で開催された。

避難者ひとりひとりが約1時間、時間を指定され、集会所に呼ばれ面談を受ける。避難者1人に4人の福島県や東京都の担当者に対応している。それだけで精神的圧迫を与える個別相談会だ。担当者は「都営住宅受付期間が5月20日（金）までと締め切りが目前に迫っている事を強調し、今日にでも、その場で募集申し込み用紙を記入するよう促したという。要するに、現在の都営住宅の無償供与が終了する事、都営住宅に引き続き居住する場合は、新たに応募し、抽選に当選する事が条件なのだ。ちなみに、中野白鷺団地の倍率は160倍だ。避難者の優先枠はこの段階では、まったく提示されない。ある避難者は、その場で都営住宅申し込みを拒むのか、「何故、避難したのか」「震災離婚と困難な避難生活、経済的、精神的苦痛など」「原発事故の責任所在」を訴えた。でも担当者から返ってきた言葉は「都営住宅を申し込まないのであれば、自ら民間住宅を借りて2年間じっくり考える時間をつくればと無責任な発言がされたという。この方は、この説明会后、約10日間、とうとう食事も睡眠も取れなくなり40日間入院されたそうです。母子で避難したあと離婚されたので、「母子避難」の対象にもなれなくて、増々狭くなる支援の対象からもはずれ、全く支援の対象外になってしまったとのこと。精神的にも経済的にも「子どもを放射能から守る為に避難した」お母さんを追い込んだ事実を絶対、許してはならない。

●—気づけなかった避難者の孤独— 東京の街の中で

①5月17日、中野白鷺団地での「個別相談会」での退去通告で、“現在の住まいに住み続ける事ができなくなり、避難者ひとりひとりが精神的に追いこまれている状況を知り、避難者、支援者が急遽、有志で集まり、「避難の協同センター準備会」を立ち上げ、相談ダイヤルを開設、5月26日、新宿百人町都営アパート集会所で、相談会会場前で、参加された皆さんひとりひとりにチラシを渡して状況を聞きながら“一人で悩まず相談ください”と声かけする。何人もの当事者のみなさんと話した。共通しているのは「現在の住居は追い出してほしくない」「たとえば、家賃を払う事になっても住み続けたい。せつかく慣れた住居をまた転居するのは辛い」

②ひとりひとりの話が終わらない。長期間の避難生活の中での孤独と隣人の理解なき対応への嘆きであり悲しみが収まらない。皆さんがどのような背景で避難を選択したのか、多くの隣人が勘違いして「自主避難者も賠償をもらっているんだ。いつまで甘えているのだ！」このような偏見と中傷のなかで、このような精神的苦痛を負いながら私たちが住む東京の街の一角で避難生活をされていた事を、私は、いま気づかされたのだ。

私たちの脱原発運動のなかに「原発事故被害者を救済する運動」が優先課題として取り組む事をしてきたの

か？声をあげない、声をだせない避難者が地域で共に孤立に耐えながら暮らしていた事実、つながりの貧困に追いこみ、住宅支援打ち切りで「住まいを奪い、経済的貧困に追いこむ」

3. 避難者を孤立させないー避難の協同センターを設立しました。ー

私たちは「避難の協同センター」を7月12日に正式に発足させた。原発事故避難者の住宅支援継続を求めながら、同時に経済的、精神的に追い詰められて孤立化している避難当事者の皆さんと支援者が「共助の力」で、支えあう支援をおこなう。避難生活の長期化で多くの方が厳しい状況におかれ「せめて身体を温める、心を暖める」そのような支援から始めていく。活動計画は3点を掲げた。貧困対策・自殺防止・シングルマザー支援などを行ってきた市民団体とも連携し、避難者たちの相談をうけ、住居や生活、法律に関するアドバイスを提供していく。①避難者の「居住継続」や「生活」「健康」「就労」「子育て」に関する相談②県外避難者の孤立化防止と支えあいの場づくり③・原発事故被害者の「避難の権利」獲得の為の政策提言

4. 未来の子どもたちへの責任としての「チェルノブイリ法」の恒久補償 私たちは、あきらめない。

「3・11とチェルノブイリ法 再建への知恵を受け継ぐ」著者の尾松亮さんが重要な提起をしている。。未来の子どもたちを守る責任ある大人として制定されたのがチェルノブイリ法であった。年間1ミリ、生涯70ミリを超えさせない事が大人の責任なのだと、一方、日本では被ばくのが矮小化され、被害者補償も限定され、段階的に打ち切られ2020年のオリンピックの時には被ばくも消され、避難者もいなくされる。住宅問題でいえばウクライナでは、“応急仮設住宅ではなく恒久住宅が与えられた”被害者補償と社会的支援の考え方が全く違う。移住権は家族世帯単位に補償される。「移住権⇒住宅と雇用⇒恒久住宅⇒失業給付金」国の責任によって原発事故を起こした。だから故郷を失い、住まいを奪われ失業したのだ。日本は自主避難者の支援は住まいの支援だけ、区域内避難者含め仕事を失っても「失業給付金」は位置づけられなかった。様々な点で原発事故被害者は棄民化された。原発事故被害者は恒久的に、被ばくを避ける権利と社会的保護を受ける権利がある。「原発事故子ども被災者支援法」をあきらめない。

5. その後の東京都の施策と私たちの要求

東京都は、6月13日、自主的避難者への新たな支援として、現在、東京都が借り上げ住宅を提供している避難者に対して、都営住宅公募における200戸の専用枠を設けました。しかし東京都の支援策は、避難者の実情や要望からかけ離れている点が多いといわざるをえません。避難者に用意された住宅は200戸のみであり、公表されている自主避難者約600世帯の多くが避難先住宅を失う事となります。家賃支援や引越し費用支援もなく、経済的負担も重くなる状況です。専用枠に入居する世帯は福島県から住民票を移す事が条件になっていて「避難ではなく移住を条件」にしている事も問題です。7月20日に避難者に、避難先団地と入居物件内容を公表、8月5日までに応募を完了させようとしています。自主的避難者に一方的に通知を送り、選択をせまるのではなく、自主的避難者のニーズをききとり、対話のなかで、実効性を高めていくことが求められています。こうした問題意識を踏まえ、「原発事故被害者の救済を求める全国運動」では、東京都に対して、以下の要請書を提出しました。希望する全ての自主避難者に住宅支援の継続を！

1. 東京都の支援を実りあるものにするために、通知文書の送付前に、避難当事者・支援者との対話にに応じてください
2. 避難者が希望すれば、現在の住宅に住み続けるようにしてください
3. 避難者に一回きりの都営住宅への応募をせまるのではなく、今後の応募にも専用枠を設けてください。
4. すべての自主避難者を等しく優先枠の対象にしてください
5. 現在応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の提供に応じている賃貸人に対し、避難者が希望する場合、継続居住を可能とするための契約切り替えに応じるよう、大家に協力を要請してください

原発事故の被害者はいま
復興の名のもとにすすめられる帰還促進と避難支援の打ち切り

満田夏花 (FoE Japan 理事)

2011年3月11日の東日本大震災に端を発した福島原発事故。5年以上たった今も事故は収束していない。

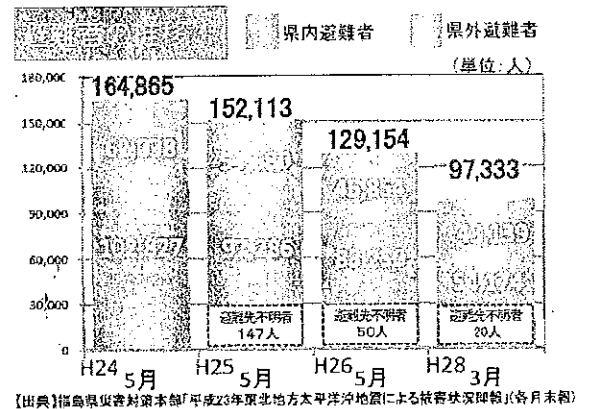
政府は、復興のかけ声のもとに、「2020年までに避難者ゼロ」をめざし、避難指示区域をどんどん解除し、帰還を促進している。自主的避難者向けの住宅支援も来年3月には打ち切られる。しかし、これは避難者の意思を無視したものだ。福島県内外では放射線安全キャンペーンが蔓延し、被ばくの対策を議論できない状況となっている。「復興」の名のもとに、廃棄物処分場や道路建設のみに税金が流れているが、被害者一人ひとりの、「避難」「居住」「帰還」を選択する権利が奪われている。

避難者の推移

福島県は、2020年までに避難者をゼロにする目標を掲げている（福島県総合計画「ふくしま新生プラン」）。

福島県からの県内・県外の避難者数は2011年5月段階の約16万5千人から、2016年3月には、9万7千人、7月には8万9,323人と減少した。

しかし、避難者自身が、「帰還できる状況」と判断して帰還したのではなく、避難指示の打ち切りにもともなう賠償の終了や、自主的避難者への支援の打ち切りによって、「帰還せざるをえない」状況となり、望まぬ帰還を強いられた人たちも多いと考えられる。



〔指標〕

	現況値	目標値
県内・県外避難者数 (県全体)	H24 年度 159,128 人 (H24. 10. 1)	H32 年度 0 人

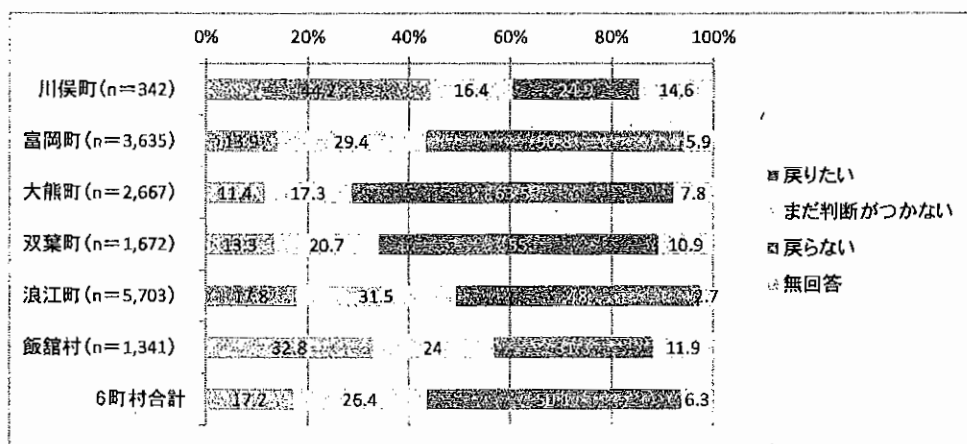
(福島県総合計画「ふくしま新生プラン」平成24年12月)

解除が進む政府指示避難区域

多くの住民は「戻らない」「まだ判断がつかない」

2015年6月12日、政府は「福島復興加速化指針(改訂版)」を発表し、「居住制限区域」(23,000人)、「避難指示解除準備区域」(31,800人)を、遅くとも2017年3月までに解除する方針を決定した。対象地区の住民への精神的賠償の支払いは、解除時期によらず、2018年3月で一律終了することとなっている。

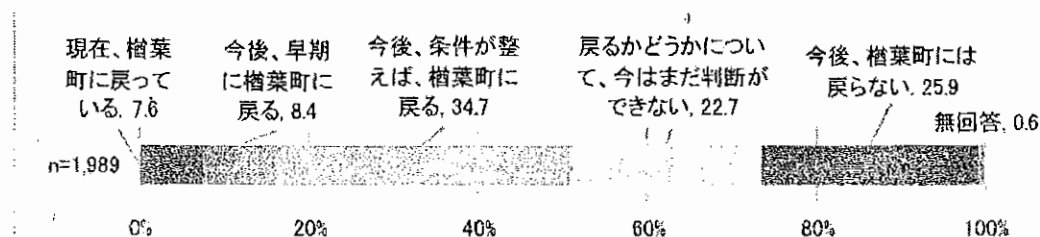
しかし、政府の住民の帰還に関する意向調査によれば、避難区域内の多くの住民が「戻らない」、「まだ判断がつかない」としている（下図）。



図：住民の帰還の意向（出典：「平成 27 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果」より作成）

住民が戻りたくないとしている理由は、福島第一原発の安全性への不安、放射線への不安、医療環境、生活環境、家屋の荒廃、若い世代が帰ってこないなどさまざま。

一方で、昨年 9 月に避難指示が解除になった楢葉町においては、現在、楢葉町に戻っているのは 7.6%にとどまる（下図）



解除後の帰還の状況（楢葉町）

（出典：「平成 27 年度 原子力被災自治体における住民意向調査結果」より作成）

懸念される土壤汚染

政府は、避難区域の解除の要件として、①空間線量率で推定された年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実であること、②生活インフラが復旧していること、③県、市町村、住民との十分な協議——をあげている。

ICRP（国際放射線防護委員会）による勧告では公衆の年間の線量限度は年 1 ミリシーベルトとされている。また、放射線管理区域は年 5 ミリシーベルト相当であることから、年 20 ミリシーベルトを避難・解除の基準とすることについては内外から多くの批判の声があがっている。

たとえ空間線量率が下がったとしても、放射性物質による土壤汚染はまだまだ深刻な